

取扱について、不公平なことは考
えていないつもりでございます。な
お今後の農業委員会の所管の問題
でございますが、これは農地局関
係の仕事でございます。改定農
地局関係の仕事もござい
ますが、やはり総合的な委員会
の主管として、農政局が
お世話をすることがいいのではない
かと思っております。農地局及び
農業改良ともいって、御連絡を
いたしまして、実質的には三局一
緒になりましてこの仕事をして
行かなければならぬと思つてお
ります。

○八百板委員 新しい委員会が
できるまではそういうふうな取扱
いをするけれども、結果にお
いては、この政府提案の説明など
を見ますと、農業調整委員会の
書記が中心となつて農業委員
会の新しい仕事をや
つて行くという考え方が言葉の
上には現れてはいるのでありま
すが、そういうことにありますと、
農地改革の未完了の分に対する
仕事は非常にやりにくい結果に
なるだろうと思つております。
今日議つておりますのは農地改
革の比較的困難な部分が多いので
あります。農地改革関係の仕事
は、ほかの農地関係の法令に相
当通曉した者でなければならぬ
と、すでに政府が行けないとい
うことは、すでに政府の御存じ
の事柄であらうと思つてお
ります。この法案は農地改革が
相当程度完了したという前提の
上になつておるものであります
が、農地改革は部分的にはある
程度終了したと見ることもでき
るものであります。たとえば予
定いたしましたところの面積の買
収等につきましては、相当予定に
近い数字を上げておることはお
示しになつておる。

表によつても見ることもできる
のでありますが、さてしきりにこ
れを見て参りますならば、最も
かんじんな未開墾地の開放とい
う点については、一向に進んで
いないという結果を、農地改革
の結果において見るものであり
ます。もちろん所有権の移動が、
地主から小作人の所有にかつて
自作農になるということも、農
業生産力の上には大きなプラス
になるものであります。しかしし
たに単に所得の増大が、それか
つたといふことだけでは、い
ろ／＼それに基く弊害は除かれ
ないけれども、やはり一歩は一
歩の田で、新しい面からのプラス
は超つて来ないものであります
ので、新しい面からのプラスは
超つて来ないものであります。こ
の改革を推進するためには、未
開墾地の開放にいたしまして、
あるいは山林を畑とし、これに
よつて新たな生産力の基礎をつ
くつて行くといふところに、農
地改革の大きな重点があつた
はずであります。しかるにこの
未開墾地の開放についてその実
績を見てみますならば、まことに
微々たる結果がこの報告の上に
現れておるものであります。こ
の重要な農地改革の未開墾地
開放を残しておきながら、な
おかつ農地改革が相当完了した
という見解を政府は持つてお
られるのであるかどうか、この
点をお伺いしておきたいので
あります。

○藤田政府委員 農地改革を
始めます当初に計画をいたしま
した範囲におきましては、大部
分がすでにその効果を収めてお
ります。わずかに残つてお
らないといふことは言えようか
と思つております。さらに進ん
でいふゆる第三次農地改革まで
これを徹底すべきである、こ
ういふ御意見ではござ

います。まだはつきりその点に
ついての方針が、政府といたしま
してもきまつておられないわけ
であります。われわれといたしま
しては、今後さうな政策が決定
されるときに従つて、この問
題を考へて行こうと思つてお
ります。

○八百板委員 御答弁は少し見
当をはずれておるものでありま
す。私のお尋ねにいたしてござ
いますのは、第三次の農地改革
に発展させる、さらに未開墾地
あるいは山林の開放をも含め
た広汎なる農地改革をさ
らにやれといふことではないの
であります。すでに決定せられ
ました農地改革の方針に基いて
、しかもそのために政府の手に
よつて買収せられ、たまたま
お示しの農業委員会法提案に
伴う参考資料の農林省提出に
かかると、農地改革の買収面積
については、それぞれ売渡し並
びに登記について、ある程度
の進行を見ているのでありま
す。さらにまた牧野買収面積に
ついて、若干の進行と成果を収
めておるものであります。未開
墾地の買収面積に比べて、買収
面積が少いのであります。す
でに売渡しの登記を完了しまし
たのは、政府の買収面積のわ
ずかに一四％にすぎないとい
うような実情であるのであり
ます。このきわめて重要な未
開墾地の開放が、このように
なつておる。わづかに一割と上
まわるという程度の成果をもつ
て、これで農地改革が完了した
といふような前提を土台にして
物事を考へられることに、間
違ひがあるのではないかと、こ
ういふ

うな点を私はお尋ねしたのであ
ります。第三次農地改革の問題
ではなかつて、すでに決定せ
られ、進行中の農地改革が、こ
のような停頓をたしているとい
ふことについて、お尋ねを申
上げたのであります。

○藤田政府委員 農地改革が、
具体的にどの程度まで進んで
おるか、各町村の具体的な事情
によつて非常に違つておるも
のであります。御指摘の通り、
すでに計画せられておるもので
、まだたくさん農地関係の仕
事の残つておる所もあると思
います。しかしながら、ある村
においては、もはや農地関係
の仕事については、大部分が
済んでおると思つて、各町村
の事情が違つておると思つて
、従つて今度の農業委員会
の本来の仕事といたしましては、
もちろん御指摘の農地関係の
仕事は、その基本的な仕事であ
るということをお私どもも考
へております。しかしながら、
事業量といふことにつきましては、
全体的に見まして、やはり当
初よりも相対的に減つておる
といふことが言えるのであり
ます。従つてわれ／＼とい
うことは、その意味で、全部
の市町村については、これを
一律に農地委員会として単
独に置くといふことは、実情
として、あるいはまた財政の
事情として許されぬ点もあ
らうと思つておる。従つて一
つの委員会が今後これを運
営し、協力経費を削減して、
その目的、重点とするところ
に向つて仕事をやらせること
が必要であらうと思つてお
ります。

○八百板委員 未開墾地の問
題につきましても、本日は農
地関係の方が見えておるま
せんので、お見えになつた際
に、もう少し明らかにして行
きたいと思つておる。ただ一
点お考えを承つておきたいと思
います。すでに買収いたしました
ところの未開墾地が、い
ろ／＼の事情のために、売
渡しが困難な問題にぶつかつ
て、そこにいらる農地にお
いて問題をかゝしておるこ
とは、御承知の事柄だと思
います。従つて、そういう
面からこの問題を見て参
りますならば、せつかく農
地委員会において買収した
土地が、その後い／＼と横
やりが入つて参りまして、
たとえば山持の勢力等の
運動等が影響を及ぼして、
せつかく買収したものが
売渡しができないとい
うような状態に、立ち
すくみの状態にあるもの
が非常に多いのであり
ます。従つてこういう
状態のもとに、農地委員
会を閉止して農業委員
会をつくつて、しかも
その農業委員会がわ
ずかの書記をもつて、
仕事ができないう
ふうな予算をもつて
これを狭めてお
いて、しかも農地
改革の実情に暗
いといふ人々に
担当させるとい
ふふうになつて
行きますならば、
その結果にお
いて、今日まで
進行して参り
ました農地改
革を打切つて、
それを逆転さ
せる結果にな
ることは、火
を見るよりも
明らかであ
らうと思つて
おる。この機
会に農業委員
会法によつて
三つを統合
いたしまして、
既存の農地改
革の、たと
えばすでに進
行した未開
墾地の買収計
画等を逆もど
りさせたり、
狭めたり、あ
るいはこの
ことのために
やむやみに
するといふ
ことについて
は、既定の方
針のごとく、
法律に基
いて積極的に
農地委員
会の運営を
通じて、こ
れを完成す
るために努
力するのだ
と、こ

思を持つておられるのであるかどうか、この点だけをこの機会に伺つておきたいと思ひます。

○農田政府委員 三委員会が統合されます結果、基本的な仕事は遅れるようなことがあつては相ならぬのでありまして、われ／＼といひたしても、さうな農地関係の仕事がたゞさんあるので、農業委員会は、農地関係の仕事は、従来よりも積極的にやられるといふうなやり方で運営をして行くべきだと考へております。

○八百橋委員 なおこの問題につきましては、先ほど申し上げましたように、農地関係の担当者、さらに詳細なるお尋ねをいたしたいと思ひますが、同僚足鹿委員からもお尋ねすることになつております。従つてその席上においてお尋ねを申し上げることにいたしまして、一応質問を留保して打切つておきます。

○千賀委員 次は池田雄雄君。

○池田(雄)委員 この法律の第一条に「この法律は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため」とうたつてあるものでありますが、一体何が日本の農業生産力の発展を阻害し、農業経営の合理化を阻害し、農民の地位の向上を阻害している有力な原因であるかといふことについて、政府の方では、どういふふうに考へておられるか、その点を第一にお伺ひしたいと思ひます。

○農田政府委員 非常に御質問が広汎で漠としておりまして、実はお答えに相ならないかと思ひますが、農業生産力の発展、農業経営の合理化、農民の地位の向上といふことは、農業政策の基本的な方針でございます。そうして

この方針を達成するために、農林省は、各種の具体的な問題について、その線に沿つて施策を進めておるわけでありまして、そうしてまたさうな国の政策なり、また地方行政における政策を円滑に推進し、また農家の意思といふものがその政策の上に反映するやうな組織として、農業委員会といふものを考へておるわけでありまして、従つて農業委員会といふのは、さういふふうなものの一つの組織法であります。従つてこれによつてすべてのものが解決するわけではございません。そこでそれは個々の具体的な政策、たとへば米価の問題でございまして、あるいは国の財政支出をさらに大きくする問題、そのほかいろいろの問題、個々の農業政策について、これを実現して行くといふことにならうかと思ひます。

○池田(雄)委員 そういたしますと、政府といたしましては、現在としては何が日本の農業生産力の発展を阻害しているかといふことについて、的確な考へは持つていないものと私も知してよろしいものでないでしょうか。

○農田政府委員 先ほどから申しましたように、農業生産力を阻害している問題はたくさんあると思ひます。現在農林省でやつております各個の施策についての御批判はあらうと思ひますが、それについては個々の問題について、農林省としては全力を尽して、その施策を進めておるわけでありまして、従つてその個々の問題について、具体的に私どもとしては解決をして行きたいと思ひます。

○池田(雄)委員 それでは少し問題をしぼりまして質問したいと思ひます。

日本では画期的だと言われる農地改革をやりました。そして地主の権限がなくなつたのでありますから、一反歩から半分以上の小作料をとつていた地主の権限がなくなつたのでありますから、日本の農民の生活はどういう計算をして、相当向上しなければならぬといはずであります。相当日本の農民生活は向上しなければならぬといふ結論が出るのであります。にもかかわらず、現在日本の農民生活は決してよくなつておらないのであります。もしよくなつておらないという資料があなた方にありますならば、御提出願ひたいと思ひますけれども、私も認識しておる限りにおきましては、日本の農民生活は、何ら戦前の農民生活と異つておらない状態でありまして、さういふのは一体どこに原因があるのだらうか。農地改革をやつてもさうばかりよくならない。一体どこに原因があるのか。この点を御質問いたします。

○農田政府委員 従来の地主の土地を小作人に与えて、自作農民を創設いたしましたも、ただそれだけのことではその成果は完全でないものであります。御指摘の通り、それをさらに団結これをより立てて行く、あるいはまた農産物価格の適正を期する問題とか、そのほか従来の地主によつてやつておられました共済関係の仕事でありますとか、あるいは金融関係の仕事でありますとか、またいろいろの問題について、国がさらに積極的な援助をする、かような一連の方策があつて初めて農地改革の成果が得られる、さういふことになるので、従つてそれ／＼の一連の具体的な施策について、農林省とい

たしましても、できる限りの努力をいたしておるわけでありまして。
○池田(雄)委員 この農林省へ行きましても、昔の地主さんは相当大きな家にも住んでおりますし、金も相当持つておられて、これを中央の産業にも投資するといふやうなことをやつておられます。これだけの資本蓄積があつての地主さんにはできたのであります。でありますから遊んでいてそれだけの蓄積をしたのでありますから、これは搾取です。人間が人間を搾取した、小作人を搾取したわけですから、さういふものがなくなつたのだから、自作農民になつた農民諸君がその分配を受けて、相当裕福にならなければならぬ勘定なんです。これは数學的に見て当然さうなんです。ところがさういふ一体こ

れはどういふことなのか、さういふことを聞いておるのであります。あなた方の御答弁ではまだ納得行かないから、もう一度お答えを願ひます。
○農田政府委員 それは先ほど申ししておりますように、ただ単に所有関係が移つただけでは、農業経営の安定といふふうなものは、それで話は済んだといふことには相ならぬので、やはり零細な自作農家、耕作農民といふものをより立てて、いろいろの施策によつて農業生産力を増大し、しかもまたそれが同時に農業経営の安定に資するやうに、改善に資するやうに施策を凝して行く、さういふ一連の施策をやることによつて達成せられる。従つてそれについて各種の努力をいたしておるといふことを申し上げておるのであります。

○池田(雄)委員 どうも願ひて他を言うやうなお言葉でありまして、問題の本質にはなるべく触れないように御答弁されておるやうであります。あとでまたこの点はつゞ込んで御質問したいと思ひますが、私の意見としては、要するにこれは昔よりも税金も重くなつておりますし、昔の米の値段に比較いたしますと、今の米の値段が、諸物価と関連して、工業生産物が非常に高くなつておる。いわゆる鉄鋼価格差といふものが相当開いて来ておる。つまり農民に対する地主以外からの搾取が非常に多くなつておる。これが、最も根本的な原因ではないかといふふうに考へるのであります。これはやりたくありませんからこれだけ

に、市町村農業委員会の所掌事務に、「農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項」あるいは「農業技術の改良その他農業生産に関する事項」といふやうなことがあるのであります。この土地改良をやることはきつめて必要なことであります。たとえば排水の整備によりまして乾田化を達成し、二毛作を促進する。さういふことはきつめて必要なことであります。さういふ計画を市町村が立てました場合に、政府がある種の金融の道を講ずるといふやうなことも、これもきつめて必要なことであります。適切なことであらうと思ひますが、さういふ場合ただ単に農地を乾田化しただけでは、目的は十分に達成されないものであります。従来の耕作器具機械の改善整備、農耕様式の改革、さういふことが当然これに関連して問題になつて来ると思ひますが、現在

日本の農機具工場はどういう状況になつておるかと申しますと、戦後農機具工場が相当出て参りましたけれども、最近この農機具工場が相当つぶれております。採算がとれなくなつてゐるような状態になつておりますが、こういうような農耕様式の改革ということにつきまして、政府はどういう政策をお持ちになつておられるか、その点を御質問したいと思ひます。

○藤田政府委員　日本の土地の生産力
を上げましたための農耕用関係の機具の
問題、そういうものは当然土地利用の
全般的の方針の一連の中に考えて行か
なければならぬ問題であります。農機
具の部門は、従来とも非常に弱小な部
門であります。われ／＼といたしまし

てはやはり金融の問題、をさしは置
材の問題、こういうふうなものについ
て、今後さらに一層のめんどろを見
て、農機具工場としては極力優良な機
具を生産して行く、それからまた、そ
れぞれ日本の農業の実情に合うよう
な機具を生産して行くというような、品
質あるいは規格等の改善の問題につ
いても努力して行くということが必要で
あらうと思ひます。

○池田(案)委員 必要であらうと思うという御答弁でありますけれども、現在日本の政府はどういう政策をとり、どういう方針で耕作機械の改良、農耕様式の改革というようなことをやっておるか。現在どういふうにやうておるかということを御質問しておるのでありますから、どうぞ実際に即して御答弁されんことを希望いたします。

○**藤田政府委員** これについては農業改良局方面で、具体的に農機具についての試験、研究、調査を進められてお

り、それに合せまして、農政局関係といたしまして、推薦さるべき農機具の生産に支障のないような金融の具体的措置というふうなものについては、個々の問題について、十分金融機関等との間のあつせんをいたして、具体的に解決をして行くことに努めております。

○池田孝委員　そうした場合に、農機具工場の方で非常に適切な農機具を創案し、これを農民が購入いたします場合に、相当農家の負担になつて来る、そういう機械を入れるよりは、むしろ今までの農耕様式の方が金がかからないで済む、こういうような問題が当然そこから起つて来るのであります。こういう問題をどういうふうに解決しようとお考へになつておるか。

○藤田政府委員　二十六年度当初予算の要求の際には、私どもは特に単作地帯方面に、裏作を導入するために必要な農機具の購入等について助成することとも考えたのでありますが、これは遺憾ながら国の予算といたしましては成立をしなかつたのであります。しかしながらその後食糧増産運動に關連いたしました、県においては相当これの積

極的な設備助成ということに、すでに乗り出しておられる県も相当あらうと思う。われ／＼といたしましても、今後は財政の許す限り、かような面についても、できる限り国の援助も与え、さらにこれが困難な場合におきましては、やはり金融の問題であらうと思ひますので、金融の面について、具体的に必要とするものについてはこれをあ

つせんをして、極力それが実現するよう
に努力いたして参りたいと思いま
す。

○池田(肇)委員　政府がそういう考えを持つていたといたしましても、現実には先ほどの、農地改革を實行したにもかかわらず、日本の農業生産が発展しない。その原因と同じような原因がここに働きまして、借金をし、あるいは自己資本を投じて農耕方式を改良し、あるいは土地を改良いたしまして

も、これに対してどれだけの利益が上つて来るかというような問題が解決できませんと、やはり問題にならないのではないか。十萬円の資本を投じたといひまして、その利潤の回收が全然不可能であるという状況ならば、これは投資する必要はないのであります。投資するばかりはないのであります。従ひまして、そういうたような農民經濟を左右する大きな農民經濟以外

からのいろ／＼な問題があろうかと思
うのでありまして、単に金融というだ
けでは、あるいは国家資本を若干協同
組合などに投下するだけでは、まだ不
十分な点があるのではなからうか。そ
ういう点を政府としてはどういうふう
にお考えになつておられますか、ちよ
つとお聞きしたいと思います。

○藤田政府委員　これは先ほどもたび

たび申し上げておりますように、まず試験、研究、調査を完全にいたして、その経済的效果というものを確實につかみ、その経済的效果の確かなものについては、資金的措置あるいは資材的措置について万全を期して行く、さらに農機具等が導入し得るように、技術普及の点について一層積極的な力を入れる、こういうような一連的な方策を

もつて、これを全体的に推し進めると
いうこと以外に方法はなかりかと考
えております。

○池田(峯)委員　そういう場合に、政府は米価の中に、そういう農家の土地改良の費用であるとか、あるいは農耕機具の改良であるとか、こういったものに投資したその回攻を見込んで米価をおきめになつておられるか。

○藤田政府委員　米価は、御承知の通り大体バリエー方式を採用いたして

やつておるわけであります。しかも米価の決定については、もちろん生産費の面からの考慮もござりますが、また一般物価あるいは消費者に対する面も考慮して決定さるべきであらう、従つて私は、すべての問題が米価によつて解決するものとは考えておりません。その点については、農林省といたしまして、あくまでも再生産に支障のないような米価をきめるということには努

力するわけでありすが、なおかつそれによつても農業としては立ち行かなないという部面もあるわけでありすの、で、国は別途の施策によつてこれを裏づけする、この両方の施策によつて日づける、この両方の施策によつて日本の農業を育てて行かなければならぬ、かように思つております。

○池田(審)委員　米価の問題だけでは解決されない、なるほどそうだろうと

思うのです。たとえばここで農業恐慌というような問題がございます。しかも、これは林子平の言葉ではありませんが、日本橋の水はテーマズ川の水に通ずる、日本の経済がアメリカ経済の中に深く入って行けば行くほど、向うの経済の影響を受けて参ります。こういうふうに、農民がどんなに努力いたしたしましても、その農民の努力だけでは

解決がつかない、農民の力では何ともならない、そういう力が左右しているのだ。そういう大きな力の中で何とか

かんとが努力をしているのだけれども、その努力はいつも報いられないで、そうした大きな力の動くまに流されて行かなければならないというのが、日本の農民、日本の農業ではなからうか、こういうふうには私は考えているのでありますけれども、その点について政府の御意見を承りたい。

○藤田政府委員　それはたび／＼言われることでありまして、日本の農業はアメリカと比べましても全然別個のもので、全体的に企業として成り立ち得るものではない、私どもはさように思っております。従つて農業政策の問題を論ずる場合には、その日本農業の特質というか、使命というものをよく考へて、やはり国がその基礎条件の整備については積極的な援助をする、これ

はぜひとも必要なことであろう、その意味においては全然同感に考えております。

○池田(肇)委員長　農地改革の問題について農地局の方に御質問いたしますが、今後農地改革はどういうふうに進めて行つたらいいとお考えになるか。

○上松説明委員　農地改革につきましての今後の行き方というお話でございます。

ますが、御案内の通り昨年農地価格の
統制がなくなりましたに因連いたしました
して、農地改革を継続することが困難
な事態に立ち至つたのでございます。
従いましてその混乱を防止し、農地改
革を継続いたしますためにポツダム
政令が出されたのでありまして、従来
の農地改革の考え方は今後も続けて行
きたい、かように考えております。

○池田(峯)委員 最近農民に對する税金が非常に苦しい負担になつて参りまして、税務署が農地を差押えをする

いう事例がまず見られて来ておりますけれども、こういったことに對しまして政府はどういうふうにお考えになつておりますか。

○上松説明員 農地が差押えられまして、場合の競落人は、やはり農地を耕作する人に限るのでございます。従いまして、ことに競売につきましても、農地調整法の所有権の移転に関する知事の許可を必要とするというふうに解しておるのでございまして、競売等の場合におきましては、極力その弊が發生しないように税務署等とも連絡いたしまして、極力農地自体を差押えしないようにいたしておる次第でござい

○池田(憲)委員 宮城県の塩竈税務署では、一反歩千九百円で農中の公売を公示しておるといふ事案があるのではありません。これは政府に私が質問書を提出いたしまして、これは認めております。農地を千九百円で公売してその所有権を奪われてしまふ、農地改革の上からこういうようなことがはたして許されるべきものであるかどうか、この点もひとつあなたの所見を承つておきたい。

○上松説明員 御案内の通り、昨年のボツダム政令によりまして、農地の移動にあたりましては、価格に對しまして条件を付することになつておるのでございまして、その条件はいわゆる最低価格以下の価格もつけてはならないといふことになつてしまつて、従来の価格の七倍すなわち反当約五千円程度を標準にいたしておるのであります。千九百円といふことでありますれば非常に安過ぎるのでございまして、そういうものは土地が非常に悪ければ

別でございまして、私の方といたしましても、かかる安い価格で農地が売買されるというふうなことは考へておらないのでございまして。

○池田(憲)委員 そういたしますと、日本の政府は二つありまして、大蔵省の方では相続税の見積りによりまして、反当一千九百円で競売をやる、しかし農林省の方では反当五千円以下では売却してはならぬ、こういうことになつておりました、きわめて政府の不統一性を暴露しておると思ふのであります。が、こういうことでははなはだ迷惑しごくであると思ふのであります。農地改革をうたつておる一方におきましては、そういうたようなきわめて安い価格で農地を取上げてしまふといふようなことが現に行われていゝのであります。こゝにどういふ点に對しまして、農林省として今後どういふ措置をとられるつもりであるか、その点を承つておきたいと思ひます。

○上松説明員 具體的な事案につきましては、私の方はまだ承知しておりませんので、実情をよく調査いたしまして善処いたしたいと思ひます。

○千賀委員長 次は金子與重郎君。

○金子委員 前の質問の通りであります。が、漏れたところを簡単に質問申し上げます。それは第八條で「耕作の業務を営む者(その所有する小作地の面積が二反歩をこえる者を除く。)」とあります。問題はその次の行にもあると思ひますが、その次の口の「二反歩をこえる面積の小作地について耕作の業務を営み、」このことが一つと、もう一つは第十條に行きまして選挙の資格であります。内地における

一反歩、北海道の三反歩といふこの基準は――將來農民になるという考へ方ならば別であります。が、農業者といふふうな見解から参りますと、内地の農家は自給食糧をつくるだけでも、関東地帯における二毛作地をとりまして、田畑半々にいたしまして約三反六畝くらいないと、まづたぐこれが飯米用になつて食うだけに足りないのであります。そういう面から行きますと、先ほど共産黨の委員からも言われましたように、農民が人間並の生活をすることは、どうしても経営面積を多く持つて行く以外にはないのであります。その多く持つて行くにはどういふ方法かといふことは別問題といたしまして、そういう点から行きますと、この基準は非常に小さいのであります。が、こゝにとりまして基準は、どこを根拠にしてとつたのであるか、その点を説明していただきたいと思ひます。

○藤田政府委員 第一の質問は、私によつと御趣旨がわかりかねましたので、もう一度質問いただきたいと思ひます。第二の点につきましては、從來かような基準をとつておりましたものを、今回におきましてそのまま踏襲をいたしておりました。

○金子委員 踏襲をしたといふことでなく、踏襲したのはしたでしようけれども、あなたの考へ方として、これを選挙権の基準にする、あるいは前の小作人の場合には二反歩といふものを基準にとつたその意義、あなたの見解を聞きたいのです。

○藤田政府委員 これはもちろん農家といふのは、どの程度以上に農家と考へるかといふことに触れるだらうと思ひます。しかしながらわれ／＼とい

しましては、いやしくも土地を持つて耕作をしておる者はできる限り農家と考へる。極端な、いわゆる家庭菜園とかいふようなものは別であります。が、いやしくもそれによつて生業の一部としておるといふ者は、できる限りこれを救ひ上げようといふような趣旨からいたしまして、この制限を従来置いておりました。この程度で続けることが適當だらうという見解をとつたのであります。

○金子委員 その点はそういうふうなお話であつたといひました。また、一反歩が農業の生業とみなせるかどうかといふことに多分に疑問があるのではありませんが、それ以上は討論になりますからやめておきます。

第十四條の選任による委員であります。これは学識経験者五人といふことになつております。この学識経験者の選任につきましては、この委員会の所掌事務を見ましても、また一面この法律の目的を見ましても、村の農業の全体の総合計画を立てるといふふうな大きな問題を取上げておるとするならば、その村の経済あるいは産業を推進して行く機関といふのは、たとへば協同組合のようなものにいたしまして、どうしてもその実体を持つておる機関があるものであります。が、そういうものを役名としてこの選任の中に入れて法文の上になつた方が妥當だと考へられます。なぜならば、この前のあなたの答弁では、自然にそうなるではないかといふお話であります。もしこの改選のときにそうなりまして、おのずから他の団体と任期が違ひますからして、役名として入れるのでなければ、任期がずれましたときには當然

かわつて来るという關係がありますので、そういう必要があると思ひます。が、局長の考へ方はどういふふうにお考えでありますか。

○藤田政府委員 これは具體的に申しますと、たとへば協同組合長は委員とする、こゝにいう規定のしるしをしたらどうかといふお話であります。これはやはり法制的には、この前に御答弁したと同様になるのであります。が、當然さうな人たちは選ばれることであらうし、またさうな人たちの漏れておるような場合には、選任委員として選ぶことが適當であらうといふふうに考へております。やはりこの委員といふのは具體的なその人、その人の学識経験その他の人格等を基礎として選定するものであります。極端に申しますれば、会長より事務理事の方がよいといふ場合もあらうかと思ひます。そういうような意味から考へまして、やはり具體的にその村にちやうど合つたような委員の選任をするゆとりをつくつておいた方が、むしろよく行くのではないかと、むしろ考へておるのであります。

○金子委員 その点は非常に重要なことであります。あなたも委員といふものの性格はこゝにあり、実態はこゝにあり、と申すけれども、それは農村の実情に少しそぐわない点があると思ひます。なぜならば、かつて昭和の初年代に農村が不況になりまして、あの農村自力更生運動といふものが、こゝにもかくにも農村復興の上に、いろ／＼な政策と相まつて大いに役に立つたこと、それから當時の指定町村といふものが、今日になつてみて、あの一つの事業はよ

つたと、私は農村の立場から見ると、そのときにかりにありうる更生運動をやる村の委員をつくるに、村の重要な仕事をやる立場にある人を選び、委員は頭をすくた人たちを集めて行くこと、実際の仕事に關連のない人たちの意見というものは、たとえどれだけの浸透性があるかというところを考えたとき、もし法令としてうたうことが不適当ならば、省令なりあるいはその他の方法によつて、村の重要機関の人たちはこの組織に参画するという形の方が実行力があるとかたかく信じておるのであります。あなたがたは実際に村をどの程度に御理解が知らないが、私はその点をかたく信じておるので、そういうことを私の意見になります。申し上げて、私の質問はやめます。

○千賀委員長 八百板正君。
○八百板委員 先ほどお尋ねいたしました中で、農地局關係にわたる部分については、政府委員の出席をまつた上でお尋ねすることにしておつたのであります。この際農地改革に關係する分について若干お尋ね申し上げたいと思つておられます。

まずお示しの農業委員会法提案に伴う参考資料、この中の農地改革及び未墾地開放案第一覽表を見ますと、牧野の点につきましては買収したのに対して、売渡しが三分の一近く残つておる。登記の分量が相当残つておると思はれるのであります。二十四年度と二十五年度、それ／＼登記は八万町歩ぐらゐりしか済んでおらないのであります。同じテンポで行くといふと、同一分量でも二年ぐらゐりかかると思つておられますが、こゝういふ点から見ますと、ずいぶん仕事が残つておるやうに思はれます。農地改革が大体終了したという前提の上にこれらの法案が考へられておるやうであります。この点についてまずお考えをいただきたいのであります。

なお重ねて一括してお尋ねいたしますが、未墾地は買収面積のうち二十五万町歩をまだ売渡しておらないのであります。しかも売渡し登記にいたりましては、総面積の十四、五パーセントしか完了しておらないという実情であります。これらの原因はどこにあるとお考えになつておられますか、その点伺つておきたいのであります。

○上松説明員 牧野につきましては売渡しがよくれておるのではないかと、うお話をございしますが、実は牧野につきましては、着手いたしましたのが非常におそかつたのであります。従いましては仕事が進んでおるのでございしますが、ことに売渡しにつきましては、実測も要するといふやうな關係で遅延いたしました。しかし積々実測も進みまして、極力二十五年度内には売渡しを完了したいといふやうに思ひまして、仕事を進めて参つたのであります。幾分二十六年度にまたがる点も生じて参つたのであります。しかしこれにつきましては極力事務の進捗をはかつておられます。

なお未墾地につきましては売渡しをきわめて少うございます。と申しますのは、買収並びに管理がえでは百二十五万町歩に達しておるのでございしますが、売渡しは三十四万町歩という数字でございします。しかしながら、これは百二十五万町歩中不適地と申します

か、そゝういふものを差引きましたものの大部分につきましては、開拓計画は進んでおるのでございします。開拓計画が進み、建設工事が進みますに従ひまして、着々売却もいたすつもりでございします。従ひまして、着手しないで放置されておるものは少数でございします。

○八百板委員 未墾地の買収につきまして進行しておらないのは不適地等の数字が入つておるからだと思はれておるのではありませんか、当初買収いたしました場合には、開墾適当なる土地であるといふ前提のもとに買収せられております。これは当然でありまして、従つてその後これを不適地なりと判断し、あるいは不適地ではないかといふやうな考へを持つに至つた事情を、私も考へてみます。その間山を開放したくないといふ山地主のいゝゆる逆攻勢的な攻勢が、適地をも不適地であるといふやうにゆがめて、そゝういふ傾向に運んでおる事実をわれ／＼たくさん知つておるのであります。そのときの点について判定の基礎が、そのとき的情勢や、あるいは地方における勢力關係等によつてゐる／＼かわるやうであつては、なおさらこの農業委員会法の制定後における農地改革の、とりわけ未墾地に対する進行の状況が危ぶまれるのであります。この点について、確固たる判定の基礎といふものを政府は持つておらなければならぬと思つておられますが、この点を明らかにしてもらいたいと思つておられます。

○上松説明員 御案内の通り、未墾地の処分につきましては、いゝゆる急速取得と称しまして、非常に急ぎましてたくさんのが取得されたことがあつたのであります。その後に至りまして、いゝゆる適地選定基準なるものが確立いたしました。従来のものにつきましては、ときにはその基準に合わないものも生じて参つたのであります。適地選定基準といふものを今後は確定いたしました。それに照しまして買収なり、管理がえなりを進めて参る、かつて従来のものにつきましては、適地選定基準に照しまして、合致しないものは元に戻すという方法を講じたいと思つて、今せつかく研究しております。

○八百板委員 適地選定の基準といふものがしつちゆうかわつて、しかも適地選定の基準に合わないものはまたもどすといふことをやりますと、せつかく買収した農地も、開墾のために計画したものが、いゝゆる村における力の關係の影響を受けて、あるいはその他の運動等の影響を受けて、未墾地の買収、売渡しがきわめて不完全なものになつて、重要な農地改革の趣旨が逆もどする危険がまことに大きいのであります。とりわけこの農業委員会法は、農地改革を打ち切り、農村の反動化を目ざすといふ非難が一方に起つておるのであります。特にこの農業委員会法の制定によつて、既存の未墾地開墾の方針が逆もどりをするようなことのないやうに、十分な注意を払つて行かなければならぬと思つておられますが、そゝういふやうな方向について、政府はどういう考へを持つておられますか、明瞭にしていただきたいものであります。

○上松説明員 適地選定基準の設定が遅れたことによりまして幾分混亂を生じたのであります。今後はこの適地選定基準を法律の中に明確にうたい

して、それに合致せしめて、適正なる事業運営をやつて参りたいと思つておるのでございします。従ひまして、未墾地開墾事業を今後ゆるめるとかいうことは考へておらないのでございします。適地については極力開墾を推進するといふ考へでございします。

○八百板委員 それでは三つの点を並べてお尋ねいたしますから、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

まず第一には農地委員会の書記を、まだ農地改革がたかさん残つていゝるやうな重要性にかんがみて、農業委員会の方に引継ぐやうに努力すべきだと思つておられます。ことに残つていゝる農地改革の仕事には困難なる仕事が多いのであります。これらを処理するためには経費のない者ではできない場合が非常に多いのであります。そゝういふ意味で引継ぐ必要があるだらうと思ひますが、引継ぐためにどのような努力をされ、どのような結果がもたらされていゝるか、さらに引継ぐことのできない書記に対する身分保障についてどのような見解を持つておられるか、この点についてまずお尋ねしたいのであります。

もう一つは、農業委員会が委員の構成にあつて地主富農層の委員数を特に小作農側の委員の二倍としたといふこと、この点特に農村の民主化をはばむ反動的傾向を織り込もうとする意圖が、はつきりこの割合の上に現れておるやうに考へるのであります。この点についてどういふ見解を持つてやられたかといふ点、さらに第四条につきまして、とりわけ農地利用關係についてあつせん経費を、特に市町村自治体の負担としたといふ理由、この

したのは不公平ではないかというお話をさせていただきますが、むしろこれについては本委員会においても逆な質問が出ております。現実には一委員に属する者は、全体の農家戸数の一七・二％であ

らないという趣旨を私は申し述べているのであります。この点につきましてはいろいろ議論のあるところであります、質問の範囲を越えるかと存じますので、この程度にいたしておきたい

ような費用については本年度から実施いたしておりますが、やはり地方で半額を負担していただくという趣旨でやつておるのでございまして、いわゆる一般的な農地改革以外の農地調整関係

持があるかないかといふことであります。その一例といまして、たとえば供出制度というものが、日本の農業にとつて——町の消費者じやないです、買献しておるかしておらないか、

いる米を日本の米と競争させているから、日本の米の値段、麦の値段がコントロールされる。日本農業は、そういうふうな占領政策にくつついた経済的な制約のもとにおいて、非常な不利な

競争状態に置かれてゐる。その苦しさは、政府がやる食糧政策というものは、日本の農業を減らすものであるにかかわらず、余儀なく供出制度を存続してやらなければならない。こういう泣き言にかつておるのではないからうか。この意見が非常にあるために、ダレスさんが来たときに、日本の農村から、講和に対するはつきりした農村自立の線が出ない、私はこう思うのです。そういうわけで、競争がなかつた場合には、日本の農村はこの供出制度をもつと本質的に批判する力があると思ふ。ところがこの補給金によつてごまかすところのやり方があるために、日本の農村は、いわゆる供出制度という日本の農業を減らすものを批判する力を失つてゐる。こういうわけで、日本農業に対する今の政府、前の政府が、戦後、戦時中を通じてやつていた供出制度というのは非常に悪いことではないか、このことを聞いてゐるんですか、どうですか。

○農林政府委員 わが国の食糧は、御案内の通り、自給自足ができていないという結果が、戦時、戦後を通じて現れておるのであります。むしろ横田さんのたゞいまのお話のようなことは、消費者の立場をちよつとも考えていないような御議論で、私はそれには反対であります。しかし農村の現在の供出制度をなるべく緩和して、農民が納得の食糧を供出する制度になるように今回の供出制度も漸次改めつつありますので、さうに御承知願います。

○横田委員 そういふ横着な答弁はいけません。欠配、選配をさしたるは日本の政府であつた。とうもろこしを食

わしたのも日本の政府である。このごろ、石のまじつた米を食つてゐるのも日本の政府である。こういう横着な政府が、消費者の立場を考えていると言えますか。そういうことは議論になりますから、歸つてよく考えてもらいます。

それで日本の農村におきましては、いわゆる日本の食糧は自給できない、こう言われるんです。自給できないが、しかし自給度を高めていくことにしては、どうやら一奮発されて意見が一致したらしい。だからこの点を質問して行きます。政府の見解によりますと、こうなつておきます。これも出所を明らかにしておきます。最近出ました日本経済年報第七十集によりますと、日本は大体三箇年間の計画をもちまして、開墾を十五万一千町歩やつて行きます。その半面には、二十一年から二十三年まで、平均して田にいたしまして一万九千町歩、畑にして二万町歩、合計三万九千町歩、合計三万九千町歩からのものをつづけておるのであります。これは一体どういふわけであつておるのですか。経済の自立とか、あるいはその自立の基礎になるところの一国の農業生産力を高め、食糧の自給という観点から見ました場合に、農村に金を入れる、さうして土地改良とがいろいろなことをやる、こういうようなことをやるというの、一に生産力を高めたいからである。この生産力の基礎になるのは土地である。片方で土地を開墾しながら、片方で土地をつぶして行く。一体どういふわけであつたのか。これは大きな問題です。戦争が終つて二十一年、二十三年は民主国

体が暴民扱いをされずに、自由に活動しておつた時です。その後におきまして民主国は弾圧されて、朝鮮においては戦火が熾烈化して来まして、軍部のさばりというものはひどいものであります。日本においても警察予備隊のさばつております。さうなつて民主国体が文句を言えなくなつて来たならば、これは四万町歩どころではないと思ふ。ジョブがぶつと走ると、知らないうちに飛行場になつてしまふ。だから私は、四万町歩はもつとよえるかふえなにか、片方においては開墾に金を使つて、片方においては米のよくとれる土地がなせつとされて行くか何いた

い。

○農林政府委員 直接つづれる原因はいろいろあると思ふのでありますが、災害復旧が未完成なのが一番大きな原因です。従つて農業関係においては、この災害復旧を促進して行けば、四万町歩はうんと減つて来るのです。

○横田委員 災害復旧は——ちやうどきのうの廣川農相の昆虫の話と一緒にです。災害復旧だけではない、飛行機のおり場に、こういうことに對する政府の統計があるかないかということを開きたいのです。だから四万町歩をもう少し削つて下さい。

○上松説明員 つぶれ地につきましては、私の方でも調査をいたしております。実は政務次官からのお話のようによ、災害復旧ができないのが最大の理由でございますが、その他にも、最近学校用地等につきましてのつぶれ地も相当加味されております。今手元に数字は持つて参りませんでしたが、現在は指令によりまして、旧軍用地は農耕を許されるということで、極力農地の

つぶれることは差控えていたのだというところを交渉したしておるのであります。現在までのところ、予備隊のためにさうたくさん農地がつぶされたという報告は受けておりません。

○横田委員 予備隊の経費はまだ貧弱です。これは日本人が集まつておるのです。私が聞いたことに對して日本人のことばかり言つておるが、外国人によつてつぶされた農地をお調べになつておるかどうかに聞いておるのです。

○上松説明員 お尋ねの趣旨につきましては、まだわからないものが多いので、ただいまここで申し上げる数字を持ち合せておけません。

○横田委員 しつこくならない程度にとどめますが、わからないものが多いというのは、いつごろわかるかということですが、こういうことは早くわからないうちに限りにおいて困るのです。なぜ困るかといへば、村に農業調整委員会があつたときに、われ／＼が一番困らされたのは、米のかわりにれんこんが生えてゐるのです。これはいいのです。ところがさうじゃないのであつて、あるはずになつておることに、米もれんこんも生えずに、今度は飛行場になつておる。さういふところにあんなに供出の割当をやつておる。さういふことでは困るからといつて食糧庁に行つたら、食糧庁のかたい役人は剣もほろろに追い返すのです。そこで困る／＼といつてやつておるのが供米の阻害になる。だから供出のパーセンテージをずつと見てみなさい。九五%、九六%、九八%まではずつと上るが、それから上らないのは原因がここにあら。だからこれを早くやつてもらわなければならぬ。これをやる意思があ

るかどうかということ、同時に、供出のパーセンテージが上らない場合において、こういうことが非常に阻害になつておることを認めるか認めないかといふことを聞いておるのです。

○農林政府委員 供出制度につぶれ地が関係するといふことは、私はないと思ひます。ただ横田さんのお話の通りに、たとえば従来軍用地あるいは宅地になつておつたものが畑地なり田地になつた、それを今度は他に利用したという場合に、統計上あるいは調査上、不十分だつたものもあると思ひます。しかしこれは事実がわかればすぐ減額なり、それ／＼の補正をする道も開かれておるわけでありまして、供出制度に直接影響のないものと考えております。

○横田委員 補正する道を開かれておると言われるが、実際には開かれていない。食糧庁に行つても、今までとものに扱つてくれたことはない。去年はどうしたか、一昨年はどうしたか。大阪を主体にして、各府県が全部補正を要求した。そのときにあなたの方の答えはどうでしたか。しばらくがまんしてくださいといつて、だらしない供出補正をやつたのは、あなた自身ではないか。このことについていろいろ意見があるのですが、まだあとにたくさんありますので……要は農村に對しまして、政府は民主的にやりたいと言われるようなことは、今後一切やめられたらどうですか。なぜかといふと、日本の農村を解放しましたときに、米をつくつておる、麦をつくつておる、それに対して、適当な価格によつて買われておつたならば、この生産は引合ふものなんです。さういふとこ

ろに對しては、何も政府がいらない法律をこしらえて、こいう集まりをこしらえるといふことを言わなくても、クラブのようなやかな組合ができて、ここではいつも冠婚葬祭をやつてゐる。そしてこちそうがゆたかである。ところが政府のやつてゐるのは、さうではないのであつて、麦を引合わぬ値でつてゐる。そして自分の都合が悪くなつたときは、アメリカの麦は買つても日本の麦は知らぬといつて、統制撤廃をする。しかもアメリカのものは補給金が二百二十五億つてゐる。米の場合においては、実にだらしない米価のきめ方をしてゐる。そこで言ふのです。農村の民主化といふものは、こいう法規をこしらえて、ここへする人をみんな選んでくさいといつて投票用紙を五十枚渡しても、百枚渡しても、民主化はされない。要は民主化の根本として私が開きたいのは、農村に對しては、農民の十分お払いになつた方が民主化するのではない。農村の收奪がひどい、それをこまかすために、いわゆるあんたたちに対する責任を追及されない意味合いにおいて、農業委員会、前においては農業調整委員会とか、農地委員会とか、こいうい化けものをこしらえてゐるのではないだろうか。この点の見解はどうですか。

三項に、「市町村農業委員会は、左に掲げる事項に係る総合計画の樹立及びその実施について、市町村長に建議し、又は市町村長の諮問に應じて答申することができる。」こゝになつております。この場合に、建議と諮問とどちらを大きく扱うのかといふことを聞くのです。私たちが農業調整委員会時代に一番困つたのは、建議といふことに對しては、一回もわれ／＼の意見といふものは重んぜられたことはないのです。しかし市町村長さんが農業調整委員会を勤めるときには必ず米出せ、麦出せ、いも出せ、とることばかり考へてゐた。しかもそのとるものは値段が安い。だから今度の場合において、内容が大部分かつておりますが、この建議と諮問とどちらの方を大きく重んじになるのかといふことを承りたい。

○藤田政府委員 これはどちらを重んずるといふことでなくて、その両面が必要であらうと思ひます。つまり地方行政に農家の意思が反映され、しかもまた地方行政の遂行によつてそれが円滑に行くように、相互間の協力関係を十分に密にして行く。従つて問題の取上げ方は、団体から取上げる場合は建議になり、自治体から取上げる場合は諮問になる。要は真に農業委員会が、現実問題として權威あるものとしてつくり上げられ、それがどの程度市町村との間に重んぜられてやられるかといふことの具體的問題になつて来ると考へたわけでありまして、法制的にはいづれを重んじ、いづれを重んずるといふことは考へておりません。

○横田委員 權威あるものと云われましたが、その權威とは一体どういふことか、こゝを聞いておるのです。

たとえて申しますと、日本の農業自体が引合ふものであるならば、公益事業委員会のやうに、日發、配電から入れようとかなんといつて、一生懸命になつて予算委員会まで問題を持ち込みます。あるいは少し話がそれるかもしれませんが、木内問題でもそうです。日本の農業自体が引合ふのです。その引合ふない問題を扱つて、しかも金も十分にもらえないやうな農業事務に携わつて、さらに政府からの強権を食つて、隣の人から米を奪ひ、麦を奪ひ、ために農業委員会の中に入り込むやうな、そんなばかな農民がどこにありましか。農業自体が引合ふないで、農業を危殆に陥れて、それを何とかやりくりするためにこゝで熱心な討論が行われておりますが、とにかくこの權威といふものは、日本の経済的条件のもとにおいて失われるやうにできておるの、日本の農業じやないかといふことを聞くのです。さうした点について、藤田さんはもう少し良心的な答弁をしてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○藤田政府委員 これは結局啓蒙運動が進んで、農家自身が積極的に自立して、もたらなければならぬと思ひますが、しかし日本の農家の現在の段階から申しましても、農家みづからの力で立ち上ることはむづかしいわけでありまして、従つてそこに自主的な団体の力でこれを盛り上げよう、あるいは国がこれに對して大いに協力して行くといふやうなことで、全体のレベルを上げるといふことをして行かなければならぬと思ひます。

○横田委員 そこであなたは啓蒙すると言われますが、これは農業団体が啓蒙するのであるか。今の農業協同組合に入つてこらんさい。啓蒙する何ものもないのです。こゝでは組合がつぶれるから金を出せ、金融のために金を出せ、お前のところは米を出せと言ふのです。だから啓蒙しようにも啓蒙のしようがない。どうして啓蒙して行くのか、その方法が私にはわからない。特にこゝにこゝが言えるのじやないで、すが、こゝにも新聞に出ておりますが、大阪の区會議員で四年間勤めた人は七十二万円もらう。農民は生れてから何年働いておるのですか。やめるときに一体何円もらえるのですか。廣川農林大臣は何と言つておるか、町の陳情と農家の陳情とは違ふのだと言つています。農業の内容を見ましたときに、何にも啓蒙するものがないのに、啓蒙々々と言われますから、いよいよわからぬ。農業団体は農業ボスをする、置くと以外に仕事はないのでありますが、その啓蒙するといふことは一体何を啓蒙するのか、それをひとつ承りたい。

○藤田政府委員 実情は、協同組合にいたしましても、真に農家のための団体として、名実ともに実質を備えてゐるといふ状態でないこと承知してあります。しかしながら要は農家自身が自活をして行くといふことで、それについて何を啓蒙するかといふお話でありまして、これはいろいろのことがあると思ひます。農業生産力を高め、農家経営を安定し、農民の地位の向上をはかるための仕事がたくさんあるわけでありまして、さういふやうな仕事全体について、農民の団体も農家もお互に自覚をして、それを國としてもできるだけ浸透徹底させて行くといふことをしなければならぬと思ひます。

○横田委員 農家自身が農家自身がと二言目には言われますが、農家といふものが自分のことをまじめに考へたら、労働者ならばストライキの線に行くと、農民だつたら、まじめに考へれば考へるほど田地を耕さなければならぬ。今歴史を調べてみますと、戦争中に食糧をつくつたために、日本の農村が戦力の培養地になつた。それが後にどういふ形にかつて行つたか、やはり供出の形に米をとられておる。ほかの分野においては、い／＼な経済的な民主的な形が採用されたといつて喜んでゐるが、しかし農村においてはそれがないのです。依然として供出制度が続いておるのです。それで政府は非常に無理なことをやつておる。これを供出と言わずに買入れと言つておるのです。こゝで私のわからぬのは、供出と買入れといふものは一体どう違ふのか、この点を少し説明してもらひましたならば、大臣の答弁も私は少しはわかると思ひます。私の考へによりますと、供出と買入れといふものは非常に違ふと思ひます。それを政府においては一緒であると思ひておられるのかどうか。

○藤田政府委員 農家のつくつたものを国民食糧の確保のために出してもいい、さういふやうな意味も含めての字句が供出であらうと思ひます。これを単に経済的に考へるならば、買入れといふことになるだらうと思ひます。

○横田委員 その出してもらいたいといふ条件は一体いつまで続きますか。

○藤田政府委員 国民食糧の確保上、かような制度を必要とする期間はやは

り実施して行かなければならぬと思ひます。
○横田委員 そういふことは、計画から見ますと、なか／＼終りそうもないのです。

〔委員長退席、松浦委員長代理着席〕

あなたたちが計画をお立てになりまして、依然として二百万トンの米を入れなければならぬ、麦を入れなければならぬと言われておりますが、これは戦略的な目標のために、しかも日本の国の政治の内容をさす討議することなしに、農民は供出という形において、引合はなぬ価格で物を收購されておる。こうなれば、いつまでたつても、日本の農家は自立ができないのじやないですか。ここにこんなことが出ていますね。東京の議会におきましては、一生懸命に畜産の計画をやつておる。畜産小委員長なんか実に熱心にやつておる。私たちの感心するくらい。資金なんかの点はそのがらばりにはえらいものなんです。ところが今日の新聞を見るとどういふことが出ておる。百姓が馬をどん／＼売つておる。東京の議会でも畜産奨励をやつておるにもかかわらず、農村の畜産を論議しては、いかかわらず、実体の農村におきましては、娘が身売りし、馬が身売しては、池田君の今の質問にもありまして、ように、農地が大蔵省の下役人どもに差押えられておる。その原因は一体どこにあるのかという事です。これは一体どうなんでしょう。

○藤田政府委員 これは日本農家自身全体が非常に脆弱でございますし、しかもいわゆるドツジ・ラインの政策の遂行が、農村及び農家の経済に重いのを負担をかける、その方にしわ寄せされて来ておるといふことは事実であらうと思ひます。かような現象が、個々の末端の最も脆弱な面に現われて来ておるといふことは、否定できないのじやないかと思つております。そのためにわれ／＼といたしましては、この際農業全体について食糧の増産をするよつに、それが農家経営の安定になるよつに、ということである／＼施策を進めておるわけでありまして。

○横田委員 それはいろいろの施策を進めておられるのはよくわかります。しかし進めておられるにもかかわらず、うまく行かないのは、ドツジ・ラインのためで、そこで私は特に農林省の責任のある方に聞きたいが、廣川さんはおらないし、次官に聞かなければいけません。一つは、一つの政策を提示しました場合に、納得しなかつたら協力しないという建前をどうつておる。だからドツジ・ラインのようなのものが、農村の経済面から見ると、これが納得できないで、農村の収奪になると思つたとき、日本の農民は一体どうなつて行くかという事なんです。たとえて申しまと、外安の問題がそうです。これはこの前も聞いていただきましたように、外安が非常に日本に入つてい入つた外安が固い。粉であるべきところの外安が、岩になつておる。船に積んだものをとりに行くのに、錨を持つて行かなければいけません。こういふうな外安が入つて来るために、日本の役人に言わせると四億の損をしていくという事です。これも一つのドツジ・ラインです。外国から入つて来るところの食糧は非常に高く買われている。

そして悪いものが押しつけられていく。にもかかわらず、日本の農村におきましては、検査が厳重でありまして、値打のあるものが安く買われて行くのです。だから農民自身は、あなたたちは一生懸命にやつておる、やつておるけれどもひとつの制約があつて、それがドツジ・ラインによつてどうしても修正できないというよつなことがわかつたときには、日本の農民は一体どういふよつな道を行くか、この点に對するお考えは一体どうですか。

○藤田政府委員 日本の農家の現状から申しますと、やはりいかに苦しくて、農家としてはその生活の程度を切下げて、やはり農業というもののよつに方法はない御承知の通り全人口の四割何分が農家でありまして。しかも他にこれを吸収するところの鉱工業部門といふものが発展しておらない。そういうふうなことでありますから、やはり農家としては、いかに生産の部門で圧迫がありまして、生活の程度を切下げてまでやつて行かなければならぬといふ問題があるかと思ひます。従つてわれ／＼としては、さういふ点について、先ほどから申しておりますように、極力各種の農業施策を講ずることによつて、農業の生産力を高め、しかもそれが農家の安定になるよつにやつて行くといふことを考えております。

○横田委員 あなたが言われましたように、農業の生産力を高めるといつても高まらない。それからもう一つは、くにさわる言葉は、生活が非常に低く切下げられてがまんしてやつて行かなければならぬといふ言葉があつたですね。そうしたらいかぬですよ。世界

人権宣言を見ると、四つの自由と書いてある。言論の発表の自由、礼拝の自由、欠乏からの自由、恐怖からの自由がある。こういふ点から申しますと、大体貧乏にするとか共産主義がはびこるから、アメリカ自身が最も心配しなければならぬはずだ。そういう世界の人権をもう少し高揚する意味合いにおいて、あらゆる政治、経済が論議されておるのですから、生活の程度を切下げて農業を維持するよつな農業であつたならば、これは再び中国がほしい、台湾がほしい、アメリカにもう一べん暴れ込んだらかといふよつな民族ができておる。そこで聞くのですが、藤田さんから言われたことは、答弁の言葉として答へられておるものであつて、ほんとうのところは、もう少し農村の窮乏という現実を認めて、これを打開する策を持つておられるのではなからうかといふことを聞きたい。その点はどうかなんです。だから生活の程度を低めてといふよつな考えをやめにしていただきたい。これは世界人権宣言の違反なんです。

○藤田政府委員 私は決してそれがいいといふことを言つておるのじやないのです。そうなたら農家はどうかするのだといふことをおつしやつたのに對して、日本の農業及び農村の特性からして、ほかへ行けないから、やはり切り縮めてもやらざるを得ないよつな事情にある、しかし決してそれがいいといふことを私は言つておるのではないのです。従つてわれ／＼としては、具体的に各種の法律案を必要とするものは法律案を出し、あるいは予算の必要なものは予算を出して、そして農業政策を推進して、農民がさういふなじめ

な状態にならないよつに進んで行かなければならぬ、こういふことを申しておるわけでありまして。

○松浦委員長代理 まだあります。○横田委員 では私の質問は次会に留保しておきます。

○松浦委員長代理 暫時休憩いたします。

午後三時から再開の予定であります。

午後一時十八分休憩

休憩後は開会に至らなかつた。